

議案第 84 号

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大田原市水道事業給水条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第14条の2第1項の表を次のように改める。

給水管口径（ミリメートル）	加入金の額（円）
13	60,000
20	180,000
25	300,000
30	460,000
40	870,000
50	1,520,000
75	3,900,000
100	7,000,000
150以上	市長が定める額

別表を次のように改める。

種別	口径 (ミリメートル)	基本料金（円）		従量料金（円）
		水量	料金	1立方メートルにつき
専用給水装置	13	10立方メートルまで	1,700	170
	20	10立方メートルまで	3,900	170
	25		5,900	170
	30		8,700	170
	40		15,600	170
	50		24,200	170
	75		54,900	170
	100		97,500	170
	150		219,600	170
	200以上	市長が定める額		170
私設消火栓	私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回につき1,000円とし、1回の使用時間は、5分以内とする。			

備考 料金は、1箇月につきこの表に定める額とし、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（水道加入金の経過措置）

- この条例の施行前に納入された水道加入金について、この条例による改正後の大田原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第14条の2第3項及び第4項に規定

する差額の算出については、新条例第14条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水道料金の経過措置)

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われるメーターの点検（以下「最初の点検」という。）後の水道料金から適用し、最初の点検以前の料金については、なお従前の例による。

(水道料金の緩和措置)

- 4 この条例による改正前の大田原市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）別表の1に規定する旧湯津上那珂川流域簡易水道及び旧湯津上箒川流域簡易水道の区域の水道料金については、新条例の規定により算定した額（以下「新料金」という。）から旧条例の規定により算定した額を減じた額に、次表の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を新料金から減じた額とする。

期間	率
最初の点検後から平成30年4月の定例日のメーターの点検まで	4分の3
平成30年4月の定例日のメーターの点検後から平成31年4月の定例日のメーターの点検まで	4分の2
平成31年4月の定例日のメーターの点検後から平成32年4月の定例日のメーターの点検まで	4分の1